

請 願 書

令和3年2月25日

郡山市議会議長  
七 海 喜久雄 様

郡山市虎丸町7-7  
日本労働組合総連合会  
福島県連合会郡山地区連合  
議 長 小 林 伸 吾

紹介議員 吉 田 公 男  
渡 部 龍 治  
箭 内 好 彦  
蛇 石 郁 子  
柳 田 尚 一  
川 前 光 徳  
岡 田 哲 夫  
廣 田 耕 一  
諸 越 裕

福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出請願書

〔請願趣旨〕

福島県は、少子高齢化と人口の減少・流出が進み、震災当時と比較して生産年齢人口は約20万人も減少し、人手不足は深刻化しています。

人手不足を補うための外国人労働者数も対前年比で約13.6%増加し、障がい者雇用数も県内民間企業で過去最高を更新、パート労働者、契約社員・派遣社員などの非正規労働者は雇用全体の約4割を占め、雇用形態の多様化も進んでいます。勤労意欲喚起による生産性向上と社会の格差是正を目的とした、政府の同一労働同一賃金の趣旨に鑑み、最低賃金引き上げと早期発効は喫緊の政策でもあります。

コロナ感染拡大により、社会経済が混乱し、県民の不安や不満も日増しに強まる一方で、県民の生命と健康を守り、日常生活を支えるため奮闘する働く者がいます。

社会経済の回復と安定、働く者の努力に報いることが社会の責任でもあり、極めて必要な時期でもあります。

つきましては、「賃金の経済政策」としての最低賃金引き上げの重要性を強く意識し、以下の事項について、地方自治法第99条の規定により、国に対して、意見書を提出されるようお願いいたします。

[請願事項]

- 1 福島県最低賃金は、毎年年率3%程度を目途に引き上げをはかること。また2019年6月に閣議決定した「経済財政運営と改革の基本方針2019」の「より早期に全国加重平均が1000円になることを目指す。」とした方針に基づき、相応の引き上げを行うこと。
- 2 中小・地場企業に対する支援策等を強化し、最低賃金の引き上げを行う環境を整備すること。
- 3 福島県内の労働力確保、人口流失抑制・防止を見据えた金額とすること。
- 4 一般労働者の賃金引き上げ時期を踏まえ、福島県最低賃金の改定諮問時期を可能な限り、早期の発効に努めること。

請 願 書

令和3年2月25日

郡山市議会議長  
七 海 喜久雄 様

郡山市柏山町11  
市民立法「チェルノブイリ法日本版」を  
つくる郡山の会（しゃがの会）  
共同代表 郷 田 み ほ

郡山市大槻町字小山田西13番地  
市営住宅1-4-1-18  
市民立法「チェルノブイリ法日本版」を  
つくる郡山の会（しゃがの会）  
共同代表 黒 田 節 子

紹介議員 吉 田 公 男  
                  箭 内 好 彦  
                  蛇 石 郁 子  
                  岡 田 哲 夫

福島県に甲状腺検査の学校検査を継続するよう求める請願

〔請願趣旨〕

県民健康調査はその目的を「東京電力福島第一原子力発電所の事故による放射性物質の拡散や避難等を踏まえ、県民の被ばく線量の評価を行うとともに、県民の健康状態を把握し、疾病の予防、早期発見、早期治療につなげ、将来にわたる県民の健康の維持、増進を図る」という目的で行われています。

その中の「甲状腺検査」は、原発事故後の子どもたちの甲状腺の状態を把握し、健康を長期に見守ることを目的に、当時零歳から18歳までの約38万人を対象にして開始しました。2020年6月末で、甲状腺がんとその疑いは252人で、手術を受けた人は203人、202人が甲状腺がんと診断されました。甲状腺がんは多発しています。

しかし、県民健康調査検討委員会の中では、学校で行っている検査は強制力が働く、学校現場に負担がかかるからやめるべきだという意見が一部の委員から出され、「学校検査」の見直しが論議され、学校現場での聞き取り調査や、甲状腺がん罹患当事者からの意見聴取をして、検討することになっています。

学校検査を導入したのは、仕事を休んで検査に連れて行くなどの保護者の負担を軽減し、検査の機会を等しく確保するためとして、県民健康調査課から学校への依頼で始まっているもので、その経緯を知らない委員に県が説明をすればいいだけの話です。保護者からは今の体制でとても助かっているという声も上がっています。検査は強制ではなくもともと任意のものです。学校現場に負担がかかるというのであれば、検査の人員を増やすための予算措置を取るなどして負担を軽減し、検査の継続を図るべきです。県民健康調査基金の残金はまだ500億円ほど財源はあるはずです。原発事故からまだ10年しか経過しておらず、放射線の影響を見るには今後も検査を続ける必要があります。

未来を担う子どもたちの健康を見守るために、以下の事項について、地方自治法第99条の規定により、福島県に対して、意見書を提出されるようお願いいたします。

#### [請願事項]

県民健康調査甲状腺検査の学校検査を継続すること。

請 願 書

令和3年3月1日

郡山市議会議長  
七 海 喜久雄 様

郡山市若葉町1-21  
福島県一級河川逢瀬川堤防建設・  
内水対策期成会  
若葉西町内会  
会 長 白 土 政 穂

郡山市富久山町久保田字乙高76-4  
逢瀬川町内会連合会  
会 長 伊 藤 利 彦

郡山市大町二丁目11-14  
大重町内会  
会 長 熊 倉 善 重

郡山市若葉町19-2  
若葉東町内会  
会 長 武 田 敏 行

郡山市咲田二丁目25-25  
新咲田町内会  
会 長 阿 部 謙

郡山市桜木一丁目4-15  
桜木町内会  
会 長 佐 藤 仁

紹介議員 吉田公男  
高橋善治

令和元年11月29日付けで郡山市長は福島県知事あてに緊急要望書を提出し、河川整備計画の見直しや逢瀬川や谷田川のバックウォーター対策を講じるよう要望した後、具体的な対策について住民への説明が行われていないことから、郡山市議会が市民目線に立って、郡山市長に説明を求めるとともに、その結果を郡山市長が市民の負託に応え、住民説明会を開催し説明を求める請願書

〔請願趣旨〕

- 1 逢瀬川沿川住民は、これまで昭和61年8月5日の台風10号による堤防決壊、平成10年8月の豪雨、平成23年9月21日の台風15号により浸水被害を被ってきました。出水時期になると、また被害に遭うのではないかと、命と安全・安心な生活そして財産を守れるかとの不安を覚えていることから、早期の対策を切望してきたところです。令和元年10月12日、13日にまたもや越水被害を被った逢瀬川沿川住民は、令和元年11月29日付けで郡山市長が福島県知事あてに、河川整備計画の見直しや、逢瀬川や谷田川のバックウォーター対策を含めて緊急要望書を提出したことに大きな期待を抱いています。
- 2 要望書にある、甚大な被害及び昨今の気候変動に伴う降雨量の増加を踏まえ、「郡山圏域河川整備計画」について、国・県が一体となって見直しを実施すること、一級河川阿武隈川の支流である一級河川の逢瀬川において、バックウォーター対策を講じること、福島県が管理するすべての河川において、河道内樹木伐採及び河道掘削を早急に実施することを要望していることは、気候変動や自然災害に対応するため、速やかな実行が必要であり、要望書提出後の県、市の対応は逢瀬川沿川住民の命と財産を守り、安全、安心な暮らしに直結しています。
- 3 これらのことから、住民の代表である市議会が被害者の市民目線に立ち、要望書内容の進捗と成果について郡山市長に説明を求めるとともに、郡山市長に市民に説明する説明会開催を要望することを請願します。

〔請願事項〕

郡山市長は、令和元年11月29日付けで福島県知事あてに緊急要望書を提出し、河川整備計画の見直しや逢瀬川や谷田川のバックウォーター対策を講じるよう求めたが、その後の対応が被災地域住民へ知らされていない。そのことから、市議会は市長に対し要望事項の現状及び結果について、知事に問い合わせの上、住民へ説明することを要望すること。

請 願 書

令和3年3月1日

郡山市議会議長

七 海 喜久雄 様

郡山市静町25-4

福島県中地域高齢・退職者連合

会 長 伊左治 満 治

紹介議員 吉 田 公 男

渡 部 龍 治

蛇 石 郁 子

岡 田 哲 夫

飯 塚 裕 一

75歳以上の患者の医療費負担の2割化について徹底審議を求める請願

〔請願趣旨〕

政府の全世代型社会保障会議の最終報告で、現在「原則1割」の75歳以上の高齢者の医療費患者負担を「原則2割」に導入することが方針化されました。

今回の方針では、年収200万円以上、夫婦は年収320万円以上の世帯を対象に2022年後半から始めようとしています。そうなると1人あたり少なくとも平均11万5千円の患者負担増となります。しかも今後は、さらに厳しい低所得世帯にまで「原則2割」負担を広げるばかりか、「3割負担」の対象をも広げようとしています。これは、高齢者の健康で文化的な最低限度の生活を営む権利(憲法25条)を脅かすものと言わねばなりません。

今の高齢者の生活苦は深刻です。年金は減らされ続け、税金は様々な控除の廃止や消費税増税が続き、さらに介護や医療の保険料負担も強まるばかりです。高齢者は病気も多く、医療をより必要とします。すでに収入における患者負担の割合は現役世代の4倍～5倍です。そのため医療をガマンする受診抑制の傾向も明らかとなっています。それが患者負担2割＝実質的に2倍の負担となれば、高齢者のいのちを必ず危うくします。

菅政権は「現役世代の保険料負担を軽減するため高齢者に応分の負担を」としていますが、この患者2割負担で一番軽減されるのは国などの公費負担です。厚生労働省の試算でも、このことで現役世代の保険料は一人年間700円の軽減でしかありません。その一方で公費は980億円の軽減で、その内国の公費は630億円としています。

しかも、医療における公費負担の撤退は、高齢者からはじまり全世代に波及していることも、これまでの流れからも明らかです。

高齢者の生活といのちを守り全世代の健康を守るために、以下の事項について、地方自治法第99条の規定により、国に対して、意見書を提出されるようお願いいたします。

[請願事項]

75歳以上の患者の医療費の負担増について徹底審議を行ない、安易に2割負担増を行わないこと。